○永平寺町重度障害者(児)医療費の助成に関する条例

平成18年2月13日

条例第105号

改正　平成18年9月28日条例第170―1号

平成18年9月29日条例第173号

平成19年12月17日条例第25号

平成24年3月19日条例第5号

(目的)

第1条　この条例は、重度障害者(児)に医療費の一部を助成することにより、適正な医療を給付し健康保持を図り、重度障害者(児)の福祉増進に資することを目的とする。

(対象者)

第2条　この条例による医療費の助成の対象となる者(以下「対象者」という。)は、本町の区域内に住所を有する者(病院、障害者支援施設その他規則で定める施設(以下「施設等」という。)に入院、入所又は入居(以下「入所等」という。)したことにより、当該施設等の所在する場所に住所を変更したことにより、本町以外の市町村から当該施設等に入所等する際に本町の区域内に住所を変更したと認められる者を除く。)であって、規則で定める社会保険各法(以下「社会保険各法」という。)に規定する被保険者、加入者又は組合員と被扶養者(社会保険各法の規定により継続給付を受けているものを含む。)のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号。以下「身体障害者福祉法」という。)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級、2級又は3級に該当する者

(2)　福井県知的障害者療育手帳交付要綱(昭和49年2月25日付婦第304号)に基づく療育手帳(以下「療育手帳」という。)の交付を受け、永平寺町重症心身障害児(者)等福祉手当支給規則(平成18年永平寺町規則第71号)第2条第1項第2号ア、イ、ウに該当する者

(3)　療育手帳の交付を受け、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所において、知能指数が50以下と判定された者

(4)　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に限定する障害者保健福祉手帳の交付を受け、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に定める1級又は2級に該当する者であって、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第54条第3項に基づく自立支援医療受給者証(精神通院医療)の交付を受けた者

(住所地特例)

第2条の2　施設等に入所等をしたことにより、当該施設等の所在する場所に住所を変更したと認められる者であって、当該施設等に入所等する際に本町の区域内に住所を有していたと認められる者(本町以外の市町村に所在する施設等に入所等した者に限る。)は、前条に規定する本町の区域内に住所を有する者とみなす。ただし、継続して2以上の施設等に入所等をしている者にあっては、最初の入所等の前に本町に住所を有していたと認められる場合に限り前条に規定する本町の区域内に住所を有する者とみなす。

(助成)

第3条　町長は、前2条に規定する被保険者、加入者又は組合員と被扶養者が次に掲げる額から社会保険各法の規定により保険者が負担する額を控除した額(以下「負担費用」という。)を支払ったときは、当該負担費用に相当する額を助成するものとする。ただし、第2条第1項第4号に該当する者にあっては、病院又は診療所へ入院しないで行われる医療を受ける場合に必要な費用の額の負担に限るものとし、児童福祉法第24条の20第1項に規定する指定障害児入所施設等に入所等した者が、当該指定障害児入所施設等において受ける医療については、療養の給付を受けた場合において負担すべき自己負担金に限るものとする。

(1)　健康保険法第76条第2項(社会保険各法においてこの規定を準用し、又は例による場合を含む。)に規定する療養に要する額

(2)　健康保険法第85条第2項及び第85条の2第2項(社会保険各法においてこの規定を準用し、又は例による場合を含む。)に規定する入院時食事療養費及び入院時生活療養費の額

(3)　健康保険法第86条第2項(社会保険各法においてこの規定を準用し、又は例による場合を含む。)に規定する保険外併用療養費の額

(4)　健康保険法第87条第2項(社会保険各法においてこの規定を準用し、又は例による場合を含む。)に規定する療養費の額

(5)　健康保険法第88条第4項(社会保険各法においてこの規定を準用し、又は例による場合を含む。)に規定する訪問看護療養費の額

(6)　健康保険法第110条第2項(社会保険各法においてこの規定を準用し、又は例による場合を含む。)に規定する家族療養費の額

(7)　健康保険法第111条第2項(社会保険各法においてこの規定を準用し、又は例による場合を含む。)に規定する家族訪問看護療養費の額

2　社会保険各法に基づく規約又は定款により附加給付を受ける定めがある場合は、前項の規定により助成する金額から当該附加金の額を控除するものとする。

(助成の制限)

第4条　前条に規定する負担費用の助成は、対象者又は扶養義務者等の所得が、規則で定める額を超えるとき、これを行わないものとする。

(医療費受給資格の登録)

第5条　この条例による医療費の助成を受けようとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより、町長に申請して重度障害者(児)医療費受給資格の登録を受けなければならない。

(受給資格証の交付)

第6条　町長は、前条の規定による登録をしたときは、規則で定める受給資格証を交付するものとする。

(受給資格証の提示)

第7条　前条第1項の規定により登録を受けた者(以下「受給資格者」という。)は、医療を受ける際、医療機関等に受給資格証を提示するものとする。

(助成の申請)

第8条　受給資格者がこの条例に基づく助成を受けようとするときは、規則で定めるところにより町長に申請しなければならない。この場合において、当該受給資格者の死亡等により、受給資格者が申請することができないときは、当該世帯の世帯主又は町長が定める者が申請するものとする。ただし、受給資格者が支払う負担費用について、医療に係るレセプトの写し又は医療費助成事業対象者一覧表を作成し、総括表を添付して福井県国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)に送付協力する医療機関において医療を受けた場合は、この限りでない。

2　前項の申請は、受給資格者が一部負担金を支払った日から1年以内に行われなければならない。

(助成の決定等)

第9条　町長は、前条の申請があった場合、その内容を審査し当該申請に係る助成を決定し、規則の定める通知書により当該申請者に通知するものとする。

2　町長は、前条ただし書の規定による場合において、国保連からの報告に基づいて助成の額を決定し、前項通知書により受給資格者に通知するものとする。

(交付の時期等)

第10条　町長は、第8条の規定に基づき申請があった日から1月以内に、前条第1項の規定により決定した助成金額を申請者に交付するものとする。

2　町長は、第8条ただし書の規定による場合において、国保連からの報告があった日から1月以内に、前条第2項の規定により決定した助成金額を受給資格者に交付するものとする。

3　前2項の場合において、死亡等により当該申請者又は受給資格者に交付することができないときは、当該世帯の世帯主又は町長が定める者に交付するものとする。

(届出義務)

第11条　受給資格者は、受給資格者の氏名、住所その他規則で定める事項について変更があったときは、速やかに町長に規則で定めるところにより届け出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第12条　医療費の助成を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成費の返還)

第13条　町長は、偽りその他の不正行為により、この条例による助成を受けた者があるときは、その者から既に助成した金額の全部又は一部を返還させることができる。

2　永平寺町長は、第3条の規定により助成すべき額を超えて助成を受けた受給者があるときは、その者からその超える額に相当する額を返還させることができる。

(時効)

第14条　助成を受ける権利は、療養を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して1年を経過したときは、時効によって消滅するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該起算日は、それぞれ当該各号に定める日とする。

(1)　医療機関からの一部負担金又は入院時食事療養費の定額負担分の請求が遅延したとき　当該請求のあった日の翌日

(2)　災害その他のやむを得ない理由により、申請受給者が第8条第1項の申請をすることができなかったとき、又は国保連からの報告がされなかったとき　当該やむを得ない理由がやんだ日の翌日

(手数料の支給)

第15条　町長は、医療機関が重度障害者(児)医療費の領収証明を行った場合、当該医療機関に領収証明手数料を支払うことができる。

2　町長は、協力医療機関において第8条ただし書の手続を行った場合、当該医療機関に事務手数料を支払うことができる。

3　町長は、国保連からの報告に対して事務処理手数料を支払うことができる。

4　前項の規定による事務に要した費用については、別に規則で定める。

(委任)

第16条　この条例で定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附　則

(施行期日)

1　この条例は、平成18年2月13日から施行する。

(経過措置)

2　この条例の施行の日の前日までに、合併前の松岡町重度心身障害者医療費の助成に関する条例(昭和48年松岡町条例第12号)、永平寺町重度心身障害者(児)医療費の助成に関する条例(昭和48年永平寺町条例第13号)又は上志比村重度心身障害者医療費の助成に関する条例(平成8年上志比村条例第13号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則(平成18年9月28日条例第170―1号)

(施行期日)

1　この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附　則(平成18年9月29日条例第173号)

(施行期日)

1　この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附　則(平成19年12月17日条例第25号)

(施行期日)

1　この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　この条例の施行の際現に改正前の条例第6条に規定する受給資格証の交付を受けている者であって、施行の日(以下「施行日」という。)前に福井県以外の区域から本町の区域内の施設等に住所を変更したと認められる者については、改正後の永平寺町重度障害者(児)医療費の助成に関する条例(以下「新条例」という。)第2条の対象者とみなす。

3　この条例の施行の際現に改正前の条例第6条に規定する受給資格証の交付を受けている者であって、施行日前に施設等に住所を変更したと認められる者については、受給資格証の有効期間内においては第2条の対象者とみなす。ただし、第5条に規定する医療費受給資格登録に変更があった場合はこの限りでない。

附　則(平成24年3月19日条例第5号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。